

## 専門部会の結果について

### ○大阪市空家等対策協議会（第5回専門部会）

- 1 日 時：平成30年9月27日（木） 10時00分～11時05分
- 2 場 所：大阪市役所本庁舎4階 市民局第4～6会議室
- 3 出席委員：阿部委員、岡委員、昇委員、難波委員
- 4 議事等
  - 1) 前回までの議題案件の報告について
  - 2) 議題案件について（議題1）
- 5 議事要旨
  - 1) 大阪市から前回までの議題案件について、その後の状況を報告。
  - 2) 議題1に関して、勧告を行うことについて、各区役所からの概要説明の後、協議を行い、議題1について、それぞれの委員から妥当であるとの意見があった。

### ○大阪市空家等対策協議会（第6回専門部会）

- 1 日 時：平成31年1月30日（水） 14時00分～15時23分
- 2 場 所：大阪市役所本庁舎地下1階 第10 共通会議室
- 3 出席委員：阿部委員、岡委員、昇委員、難波委員
- 4 議事等
  - 1) 前回までの議題案件の報告について
  - 2) 議題案件について（議題1～3）
- 5 議事要旨
  - 1) 大阪市から前回までの議題案件について、その後の状況を報告。
  - 2) 議題1～3に関して勧告を行うことについて、区役所からの概要説明の後、協議を行い、議題1～3について、それぞれの委員から妥当であるとの意見があった。

### 第1回～第6回議題案件 対応状況表

令和元年7月末

回次	議題案件数	特定空家等の分野		勧告の実施	命令の実施	行政代執行の実施	是正済
		保安上	生活環境上				
		危険	不適切				
第1回 H28.10	3	3	1	3	0	0	1
第2回 H29.2	4	4	0	2	2	1	4
第3回 H29.9	1	1	0	1	0	0	1
第4回 H30.2	4	4	2	3	0	0	1
第5回 H30.9	1	1	0	1	0	0	1
第6回 H31.1	3	3	0	2	0	0	3
<b>合計 (件数)</b>	<b>16</b>	<b>16</b>	<b>3</b>	<b>12</b>	<b>2</b>	<b>1</b>	<b>11</b>

# 特定空家等の状況について

## 1. 特定空家等の通報件数

### 通報件数

平成 28・29 年度：毎年約 300 件 → 平成 30 年度：約 800 件

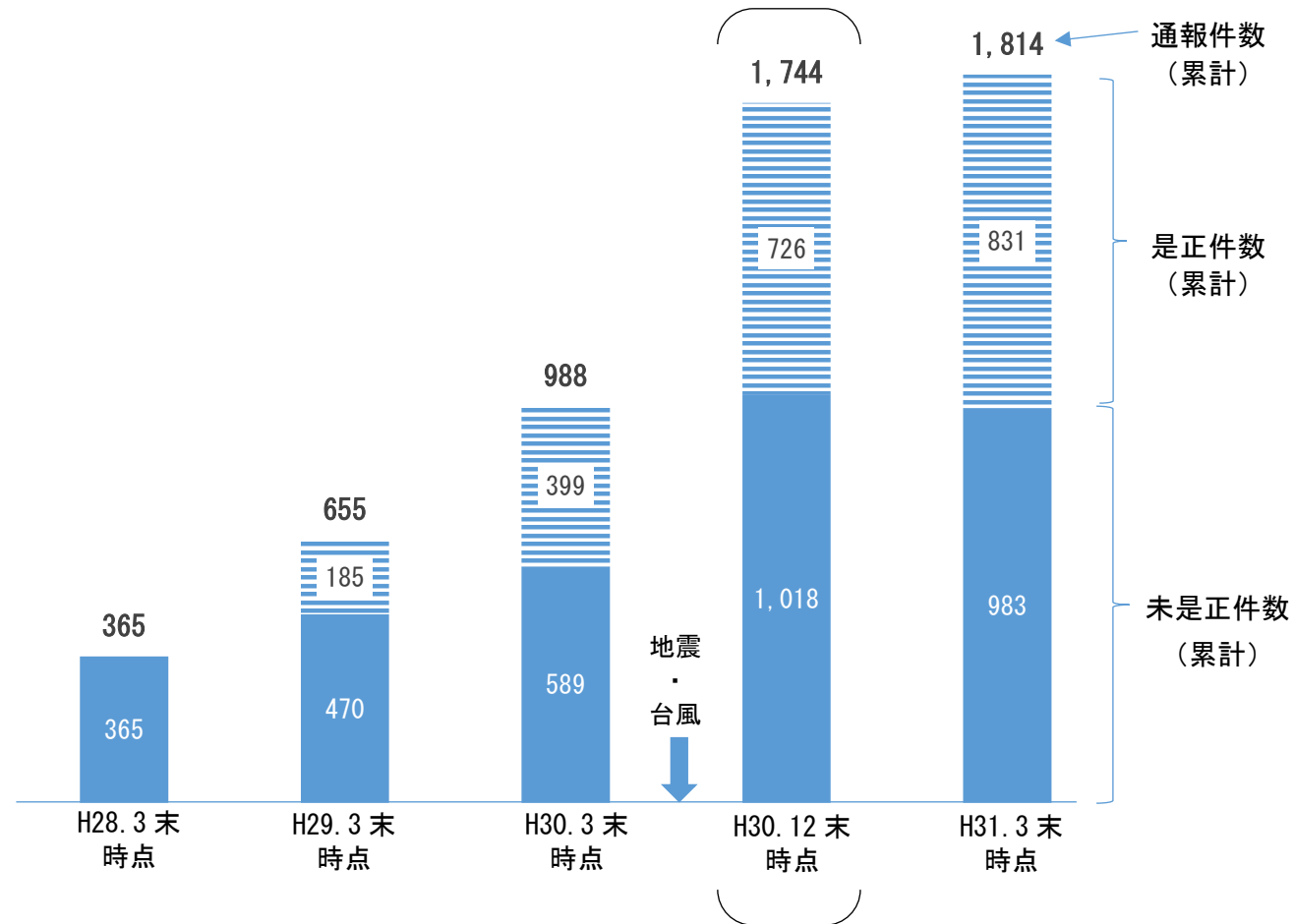
### 是正件数

平成 28・29 年度：毎年約 200 件 → 平成 30 年度：約 400 件

### 未是正件数

平成 28・29 年度：毎年約 100 件増加 → 平成 30 年度：約 400 件増加

- ・平成 30 年度は地震・台風によって、通報件数が急増している。
- ・なお、12 月末以降は、是正が進んだことから、未是正件数の減少も見られる。



## 2. 区別の通報件数 (平成 31 年 3 月末時点の累計)

区	特定空家等 通報件数 (累計) <small>※建基法からの引 継 365 件含む</small>	是正 件数 (累計)			未是正 件数 (累計)	
		H28	H29	H30		
北	41	10	1	7	2	31
都島	94	44	7	8	29	50
福島	44	22	9	5	8	22
此花	65	26	6	7	13	39
中央	53	23	3	2	18	30
西	10	6	2	4	0	4
港	70	17	5	0	12	53
大正	33	13	5	6	2	20
天王寺	21	10	4	2	4	11
浪速	22	13	2	3	8	9
西淀川	61	26	6	7	13	35
淀川	127	72	7	15	50	55
東淀川	88	43	4	9	30	45
東成	52	22	2	5	15	30
生野	203	96	10	33	53	107
旭	105	31	7	10	14	74
城東	66	44	27	10	7	22
鶴見	42	17	3	3	11	25
阿倍野	131	78	13	23	42	53
住之江	87	43	12	9	22	44
住吉	103	72	17	21	34	31
東住吉	111	55	18	12	25	56
平野	42	15	4	7	4	27
西成	143	33	11	6	16	110
合計	1814	831	185	214	432	983

## 特定空家等の勧告までの手続きのルール化について

### 1. 危険度の高い特定空家等の現状

- 空家等対策については、平成 28 年 4 月から、各区役所を拠点として、通報等があった特定空家等の所有者に対して指導等を行うことで、特定空家等の是正件数が平成 28、29 年度は約 200 件、平成 30 年度には 400 件を上回るなど、一定の改善が進んでいる。
- このように多くの物件が是正されている一方で、未是正物件は、平成 31 年 3 月末時点で 983 件となっており、その中には、周囲への影響が特に大きい危険度の高い物件が 45 件（うち勧告したもの 7 件）含まれ、指導が長期化しているものも多く、これらの早期解決が急務である。

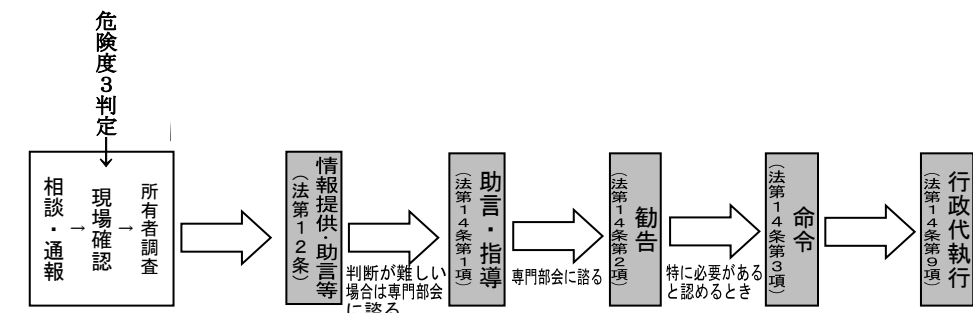
### 2. 勧告による是正

- 一方、平成 29～30 年度に専門部会で協議し、勧告が妥当と判断された危険度の高い物件 16 件のうち 11 件の是正が完了している。
- これらは、指導が長期化していた物件が多かったが、勧告へと指導を進めることで早期の是正につながったケースや、勧告を行うことを告げることで、勧告前には是正されるケースもあり、勧告までの手続のルールを明確にすることにより早期の是正につながると期待できる。（ただし、勧告を行うには、所有者等が判明していることが前提となる。）

### 3. 勧告までの手続きのルール化の必要性

- こうした状況を踏まえ、特に危険度の高い特定空家等については、専門部会での検討を行い、勧告までの手続きのルールを定め、早期の是正を図っていく必要がある。

#### <段階的な指導等強化の流れ>



- 所有者がすべて判明した危険度の高い特定空家等について、指導に従わなければ、一定の期間を考慮し、14条2項の勧告を行うルールを設ける。

### 4. 専門部会におけるルール化に向けての検討項目

- 1) ルールの妥当性について
- 2) ルール化に伴う専門部会の運営方法について

### 5. スケジュール

R 1 年 9 月～ 専門部会で検討

R 1 年度内の実施も視野に入れ取り組む